

## 第97期

定時株主総会  
招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

日時 2020年6月22日（月曜日）午前10時

場所 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

書面による議決権行使期限

2020年6月19日（金曜日）午後5時まで

## 目次

▶ 招集ご通知	2
▶ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	
(添付書類)	
▶ 事業報告	20
▶ 連結計算書類等	40
▶ 監査報告書	45

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

1. 新型コロナウイルス感染症が流行しておりますが、株主総会開催日の流行状況やご自身の体調を慎重にご確認・ご判断いただき、株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。  
体調のすぐれない株様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。  
株主総会会場におきまして、検温を含め感染予防・拡散防止の対策を講じてまいりますので株主総会ご出席の株様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
2. 運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
3. 本年株主総会では、運営を最小限の体制で行う方針でございますので、来場者様へのお土産は取りやめとさせていただきます。
4. 今後の流行状況により、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.accretech.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、第97期定時株主総会を開催するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は慎重にご判断いただきますよう強くお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜り、次回はあらためて多くの株主の皆様とお目にかかりたいと存じます。

## 企業理念

世界中の優れた技術・知恵・情報を融合して世界No.1の商品を創り出し、皆様とともに大きく成長していくことを企業理念としています。この理念を表したものが、「共生」(Accrete)と「技術」(Technology)を合体させたコーポレートブランドの「アクレーテク」(ACCRETECH)です。国家・企業の垣根を越え、世界最先端の技術とサービスで、夢のある社会の発展に貢献します。

## 行動指針

「健康・安全」、「品質」、「環境・省エネルギー」、「全員力」に基づいた事業活動により、優れた半導体製造装置と精密測定機器を開発・供給することを通じて、お客様にご満足をいただき、社会に貢献してまいります。

## 目指す東京精密グループ像

「WIN-WINの仕事で世界No.1の商品を創ろう」をモットーに、ステークホルダーの皆様方と、共に成長する「WIN-WIN」の関係を構築し、真のグローバル・カンパニーを目指しています。

代表取締役社長CEO

吉田 均

株 主 各 位

東京都八王子市石川町2968番地2

株式会社東京精密  
代表取締役社長 吉 田 均

## 第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットにより、議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使についてのご案内」をご高覧いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月22日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第4号議案 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.accretech.jp/>）に掲載させていただきます。

◎法令及び定款第16条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」等につきましては、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会来場時のお土産、懇談会は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（5頁～19頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

### 当日ご出席による議決権行使

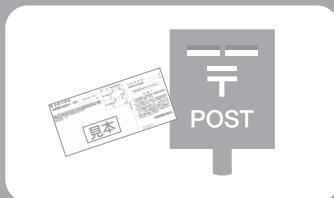


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### 株主総会開催日時

2020年6月22日（月曜日）  
午前10時

### 書面による議決権行使

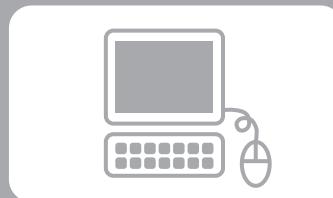


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

2020年6月19日（金曜日）  
午後5時

### インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

[<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>]

#### 行使期限

2020年6月19日（金曜日）  
午後5時

詳細は次頁をご覧ください

### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
株式会社東京精密 御中

議決権行使回数 個

見本

株式会社東京精密

各議案の賛否をご表示ください。  
賛成の場合・・・「賛」の欄に○印  
反対の場合・・・「否」の欄に○印

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年6月19日(金曜日)午後5時00分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

#### (ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524** ((土日休日を除く) 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324** ((土日休日を除く) 9:00~17:00)

#### ※議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金の配当の件

当社の配当につきましては、当期の業績を考慮し、特別損失相当額を控除した当期純利益をもとに、[株主様への利益還元方針]に定めました、連結配当性向35%程度という目安に基づき以下のとおりとしたいと存じます。

1

## 配当財産の種類

金 銭

2

## 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式	1株につき38円
総額	1,583,010,612円

3

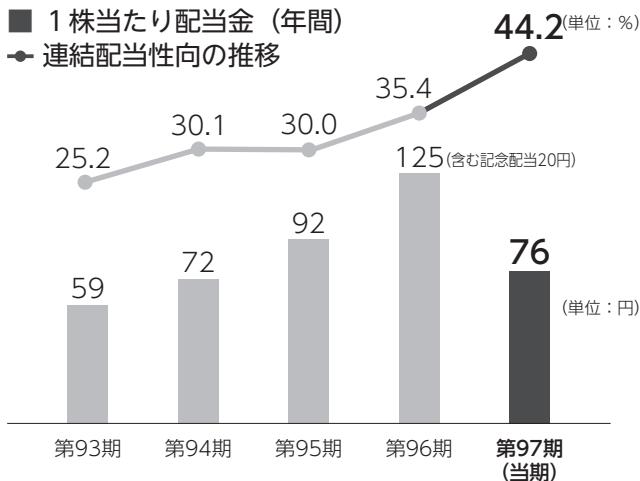
## 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月23日

&lt;ご参考&gt;

■ 1株当たり配当金 (年間)

● 連結配当性向の推移



## [株主様への利益還元方針]

当社は、成長分野において最先端技術を駆使した世界No.1商品を提供し続けることにより企業価値を高め、株主の皆様への継続的な利益還元を図ることを経営の最重要課題と考えています。

配当政策につきましては、業績に連動した利益配分を実施することを基本に、連結配当性向35%程度を目安として実施していく考えです。また、安定的・継続的に配当を行なうよう努めていく観点から、連結利益水準にかかわらず年20円の配当は維持してまいります。但し2期連続赤字になる場合は、見直す可能性があります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっております。

内部留保資金につきましては、景気変動の影響を大きく受ける製品群を有することから財務体質の健全性の維持・強化に十分配慮しつつ、先進技術の研究開発や設備投資、海外展開、情報システムの高度化、新規事業分野の開拓、M&A投資等に有効に活用してまいります。

なお、自己株式の取得につきましては、キャッシュフローや内部留保の状況等を総合的に勘案しつつ、剰余金の配当を補完する機動的な利益還元策と位置づけています。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名が任期満了となりますことにより、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、各取締役候補者に関する事項は6頁から12頁のとおりです。

各候補者は、取締役の職務を適切に遂行でき、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、品格・倫理観・見識に優れ、会社経営や当社の業務に精通した人物であります。

1

よし だ ひとし  
吉 田 均

(1959年11月26日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2015年4月	代表取締役社長CEO（現任）
2000年4月	生産本部土浦工場メトロロジグループ 汎用計測グループリーダー		計測社管掌
2002年4月	計測社執行役員	2018年6月	株式会社ツガミ社外取締役（現任）
2005年4月	計測社執行役員常務		
2005年6月	取締役		
2007年10月	計測社執行役員社長		
2011年6月	代表取締役		

### ■重要な兼職の状況

東精精密設備（上海）有限公司董事長  
製品販売の取引関係にあります。

### ■所有する当社株式の数

7,300株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### ■取締役候補者とした理由

代表取締役社長CEOとして、当社グループ全体を統括し、経営の指揮を執り、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、取締役としての豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップで、グローバルな経営を推進する適切な人材と判断しています。

2

き むら りゅう いち  
木 村 龍 一

(1962年12月30日生)

再 任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月	当社入社	2015年 4 月	代表取締役副社長COO（現任）
2005年 4 月	半導体社執行役員 営業部東京営業所長兼大阪営業所長		半導体社管掌
2005年 6 月	取締役	2019年 4 月	半導体社カンパニー長（現任）
2007年 4 月	半導体社執行役員常務		
2007年 8 月	半導体社執行役員社長		
2011年 6 月	代表取締役		

### ■重要な兼職の状況

ACCRETECH AMERICA INC. 代表取締役会長  
ACCRETECH (EUROPE) GmbH代表取締役会長  
ACCRETECH TAIWAN CO.,LTD. 董事長  
上記各社とは製品販売の取引関係にあります。

候補者と当社との間には、特別の利害関係は  
ありません。

### ■所有する当社株式の数

2,912株

### ■取締役候補者とした理由

代表取締役副社長COOとして、当社グループ全体の指揮を執り、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、主要事業である半導体製造装置事業での豊富な経験と見識を活かし、グローバルな経営の実現を図る適切な人材と判断しています。

3

かわ むら こう いち  
川 村 浩 一

(1957年10月5日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社富士銀行入行  
 2007年4月 株式会社みずほ銀行金融・公共推進部長  
 2008年4月 当社入社  
 2009年4月 業務会社執行役員常務  
 2009年6月 取締役  
 2011年4月 業務会社執行役員社長  
 2015年4月 業務会社管掌  
 2015年6月 代表取締役CFO（現任）  
 2019年4月 業務会社カンパニー長（現任）

### ■重要な兼職の状況

株式会社トーセイシステムズ代表取締役社長  
 同社に製品に関わるソフトウェアの開発を委託しております。  
 株式会社アクレーテック・ファイナンス代表取締役社長  
 同社より金融サービスの供給を受けております。  
 ACCRETECH KOREA CO.,LTD. 代表理事会長  
 製品販売の取引関係にあります。

### ■所有する当社株式の数

6,300株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### ■取締役候補者とした理由

代表取締役CFOとして、当社グループ全体の指揮を執り、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、金融機関での豊富な経験と見識を活かし、各事業の成長と当社グループ全体の業績向上と財務戦略の実現を図る適切な人材と判断しています。

4

えん どう あき ひろ  
遠 藤 章 宏

(1958年1月10日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社沖電気工業入社 ED事業部超LSI研究センタープロセス 研究第1部	2005年10月	半導体社執行役員CMPグループリーダー
		2009年4月	半導体社執行役員常務 半導体社技術部門長（現任）
2002年10月	当社入社 半導体社リソグラフィシステム グループ上級職	2012年4月	半導体社執行役員専務（現任）
		2012年6月	取締役（現任）

## ■所有する当社株式の数

3,600株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社主要事業である半導体製造装置の技術部門に関わり、その豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要な事項の立案・決定、業務執行の監督に十分な役割を果たしており、事業の成長と技術戦略の実現を図る適切な人材と判断しています。

5

とも えだ まさ ひろ  
友 枝 雅 洋

(1955年5月4日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2005年4月	計測社執行役員常務
2001年4月	営業本部計測技術営業部営業技術室 副参事	2009年4月	計測社営業部門長
2002年10月	計測社執行役員国内営業グループ 営業三部長	2013年4月	計測社執行役員専務
		2014年6月	取締役（現任）
		2019年4月	計測社カンパニー長（現任）

## ■所有する当社株式の数

3,000株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社主要事業である計測機器の分野に関わり、その豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要な事項の立案・決定、業務執行の監督に十分な役割を果たしており、事業の成長とグローバルな経営戦略の実現を図る適切な人材と判断しています。

6

ほう き だ たか ひろ  
伯耆田 貴 浩

(1962年4月24日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年10月	当社入社	2012年4月	半導体社技術部門テスト技術部長 (現任)
2009年4月	半導体社技術部門テスト技術部 プローバシステムグループリーダー (現任)	2014年4月	半導体社執行役員常務 (現任)
2010年4月	半導体社執行役員	2015年6月	取締役 (現任)
		2015年10月	業務会社情報システム室長 (現任)

## ■所有する当社株式の数

1,800株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社主力製品である半導体製造装置プロービングマシンに関わり、その豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要な事項の立案・決定、業務執行の監督に十分な役割を果たしており、事業の成長・技術革新・情報戦略の実現を図る適切な人材と判断しています。

7

ウォルフガング ボナッツ (1964年12月21日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年10月	TOKYO SEIMITSU EUROPE GmbH (現ACCRETECH (EUROPE) GmbH) 入社	■重要な兼職の状況	ACCRETECH (EUROPE) GmbH代表取締役社長 製品販売の取引関係にあります。
1996年4月	同社業務部長		
1999年11月	同社取締役		
2001年10月	同社代表取締役社長 (現任)		
2002年6月	当社取締役 (現任)		

## ■所有する当社株式の数

3,100株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社の海外現地子会社の経営に携わり、その豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要な事項の立案・決定、業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社海外グループの成長戦略の実現を図る適切な人材と判断しています。

8

さいとうしょうぞう  
齋藤昇三

(1950年7月9日生)

2019年度取締役会出席率100%

(16回/16回)

再任 社外役員 独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年6月 株式会社東芝 執行役上席常務  
 2010年6月 同社執行役専務  
 2012年6月 同社取締役兼代表執行役副社長  
 2013年6月 同社取締役退任  
 イベデン株式会社社外取締役  
 2015年6月 当社社外取締役(現任)  
 2017年6月 イベデン株式会社社外取締役退任

## ■重要な兼職の状況

一般社団法人日本電子デバイス産業協会 (NEDIA)  
 代表理事・会長  
 株式会社デバイス&システムプラットフォーム開発センター  
 代表取締役会長

## ■所有する当社株式の数

一株

候補者と当社との間には、特別の利害関係は  
 ありません。

## ■社外取締役候補者とした理由

齋藤昇三氏は、半導体業界や電子デバイス業界団体等の会長・理事長として活動しており、同氏の各業界に対する高い知見や超大手企業の経営経験が、当社経営への提言や役職員の育成向上に非常に役に立つと判断しているもので、一般株主にも有益と考えられ、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、社外取締役の候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。当社は、同氏が取締役として在任していた株式会社東芝に対し、製品販売の取引関係にありますが、取引割合は連結売上高の2%未満です。

同氏が当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(後記14頁)を満たしている為、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、引き続き独立役員として指定する予定であります。当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、引き続き締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

9

井上直美

(1950年11月6日生)

2019年度取締役会出席率100%

(16回/16回)

再任 社外役員 独立

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年4月 株式会社みずほ銀行常務取締役  
 2008年6月 同行取締役退任  
 2013年6月 常磐興産株式会社代表取締役社長 (現任)  
 当社社外監査役  
 2019年6月 当社社外取締役 (現任)

## ■重要な兼職の状況

常磐興産株式会社代表取締役社長

## ■所有する当社株式の数

一株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ■社外取締役候補者とした理由

井上直美氏は、本総会終結の時をもって当社監査役在任期間が6年及び社外取締役1年となります。この間企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見に基づき、経営全般にわたる的確な監視とともに、幅広く有益な助言をいただいております。また、社外取締役と社外監査役で構成する「社外役員情報・意見交換会」の議長を務め、積極的に経営に資する助言を行うとともに、他の社外役員の発言も積極的に促し、社外役員の機能を当社経営に活かすべく、尽力していただいております。こうした実績も踏まえ、当社経営に活かしていただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、同氏が当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(後記14頁)を満たしている為、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、引き続き独立役員として指定する予定であります。当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、引き続き締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現監査等委員である取締役松本弘一氏が、本総会の終結のときをもって辞任することにより、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

たか ます きよし  
高 増 潔 (1954年10月8日生)

新任 社外役員 独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	東京大学工学部精密機械工学科	助手	2014年3月	同法人 知的ナノ計測専門委員会	
1987年10月	東京電機大学工学部精密機械工学科	助教		委員長退任	
1990年3月	英国ウォーリック大学	客員研究員	2016年3月	同法人	副会長
1993年4月	東京大学大学院工学系研究科精密機械工学専攻	助教授	2018年3月	同法人	副会長退任
2001年11月	東京大学大学院工学系研究科精密機械工学専攻(現精密工学専攻)	教授	2020年3月	東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻	教授退任
2006年3月	公益社団法人精密工学会	知的ナノ計測専門委員会 委員長	2020年3月	公益社団法人精密工学会	会長(現任)
2013年3月	同法人	フェロー			

#### ■所有する当社株式の数

一株

#### ■社外取締役候補者とした理由

高増潔氏は、会社経営に携わった経験はありませんが、大学や研究機関での専門的な知識・豊富な経験を有し、公益社団法人精密工学会知的ナノ計測専門委員会委員長・同会長等を歴任され、各種国際会議を主催されるなどグローバルで高度な能力・知見・見識を有しており、当社グループ経営に活かしていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏が当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(後記14頁)を満たしている為、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。また、当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

#### ■重要な兼職の状況

公益社団法人精密工学会 会長

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

**【社外役員の独立性に関する基準】**

当社の社外取締役が以下のいずれの項目にも該当する場合には、当該社外取締役は、独立性を有しているものと判断します。

1. 過去10年間に於いて、東京精密グループ（以下「Accretechグループ」という）の業務執行者（\*1）でない
  2. 大株主（\*2）またはその業務執行者でない
  3. 過去3年間に於いて、次のいずれかに該当する企業等の業務執行者でない
    - (1) Accretechグループを主要な取引先（\*3）とするもの
    - (2) Accretechグループの主要な取引先（\*3）であるもの
    - (3) Accretechグループの主要な借入先（\*4）であるもの
  4. Accretechグループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でない
  5. Accretechグループから多額の金銭(\*5)その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家でない
  6. その他
    - (1) Accretechグループとの間で社外役員の相互就任（\*6）の関係にある上場会社の出身者でない
    - (2) 配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者が上記1～5に該当する
    - (3) その他、重要な利害関係がAccretechグループとの間にない
- (\*1) 業務執行者：業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる従業員  
(\*2) 大株主：総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者  
(\*3) 主要な取引先：直近事業年度における年間連結売上高の2%以上を占める者  
(\*4) 主要な借入先：直近事業年度における借入残高が連結総資産の2%以上を占める者  
(\*5) 多額の金銭：過去3年間平均で年間1,000万円以上（当社役員としての報酬を除く）  
(\*6) 社外役員の相互就任：Accretechグループ出身者が社外役員を務めている会社から、当社に社外役員を迎え入れること

以 上

## 第4号議案 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して特に有利な条件によりストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役（社外取締役を除く）及び使用人に対してストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役（社外取締役を除く）及び使用人に対しストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

### II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

#### 1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権900個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式90,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

#### 2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

### III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、3. (2) ①の規定を準用する。

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

## 3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

### ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

割当日後3年を経過した日から2028年6月30日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記10.に準じて決定する。
- 9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- 10. その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における内外経済情勢は、米国では個人消費中心に底堅く推移したものの、米中貿易摩擦や中国の減速、英国のEU離脱問題などの影響により、日本・アジア諸国・欧州経済など世界経済は全体として停滞感が強まりました。さらに第4四半期後半には新型コロナウイルスの影響が深刻となり、世界各国で経済活動に混乱が生じ、急激な景気落ち込みが懸念される状況となりました。

このような状況下、当期の連結業績は、前期から続くメモリ半導体の需給調整長期化で半導体メーカーなどの設備需要が低下したことや自動車関連業

界が期を通じて投資抑制を続けたことなどにより、前期比減収減益となりました。受注高は875億76百万円（前期比11.5%減）、売上高は879億27百万円（同13.4%減）となり、利益面は、営業利益122億82百万円（同39.3%減）、経常利益123億60百万円（同40.6%減）で、最終的に親会社株主に帰属する当期純利益は、将来の増産対応のため日野工場の建設計画を変更したことによる建物及び構築物の減損などによる特別損失17億12百万円を計上した結果71億56百万円（同51.2%減）となりました。

#### 連結売上高

879億27百万円  
前期比 △13.4%

#### 連結受注高

875億76百万円  
前期比 △11.5%減

#### 連結営業利益

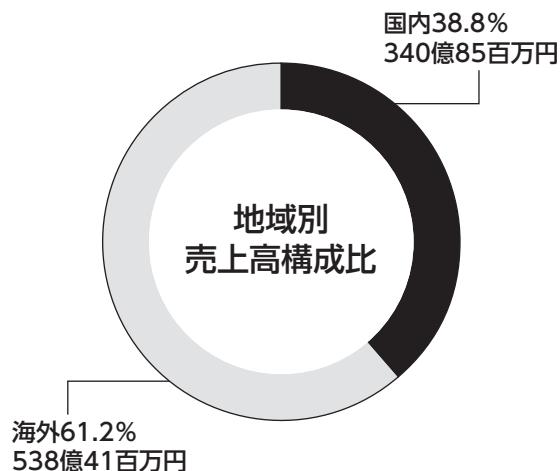
122億82百万円  
前期比 △39.3%

#### 連結経常利益

123億60百万円  
前期比 △40.6%

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

71億56百万円  
前期比 △51.2%



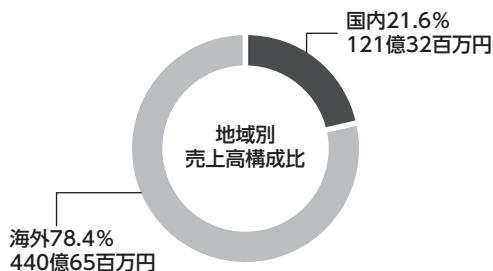
## [事業別セグメントの状況]



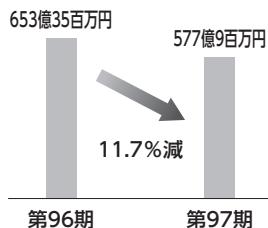
### 半導体製造装置部門

売上高構成比  
63.9%

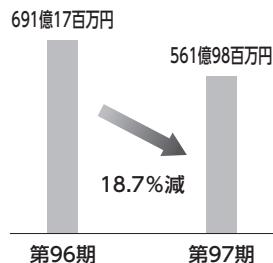
主要製品：ウェーハプロベリングマシン、  
ウェーハダイシングマシン、  
ポリッシュ・グラインダ、CMP装置、  
ウェーハマニファクチャリングシステム、  
精密切断ブレード



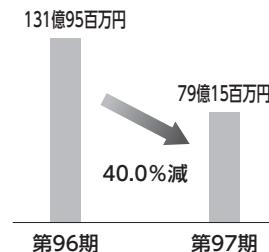
#### 受注高



#### 売上高



#### 営業利益



半導体製造装置部門では、前期後半から続くメモリ半導体の需給調整に伴う半導体・電子部品メーカーの投資抑制などにより、当社の受注、売上はともに前期比減少しましたが、第5世代移動通信システム（5G）関連需要により水準としては引続き高レベルで推移しました。受注は前期第4四半期を底に増加基調となっています。5G関連需要は、当期前半はインフラ普及に関連したロジックデバイス、センサ関連分野の需要がけん引、当期後半にかけては5G端末用のデバイスや付随する電子部品関連の需要が増加しました。さらに、急速に拡大する中国の半導体・電子部品新興企業のロジックデバイス、メモリ半導体関連の投資は、当期を通じて引続き活発でした。

検査工程向け装置、組立工程向け装置とも、中国、日本向けの受注、売上が比較的堅調に推移、第4四半期に入り台湾向け受注が回復しました。

この結果、当期の当部門連結業績は、受注高577億9百万円（前期比11.7%減）、売上高561億98百万円（同18.7%減）、営業利益は79億15百万円（同40.0%減）となりました。



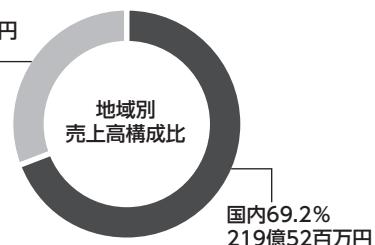
## 計測機器部門

売上高構成比

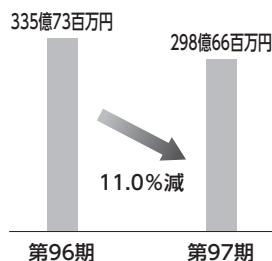
36.1%

主要製品：三次元座標測定機、表面粗さ・輪郭形状測定機、  
真円度・円筒形状測定機、  
電気・空気マイクロメータ、  
インプロセスゲージ・ポストプロセスゲージ、  
各種自動測定・選別・組立機

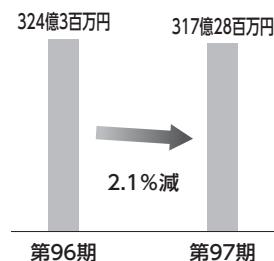
海外30.8%  
97億76百万円



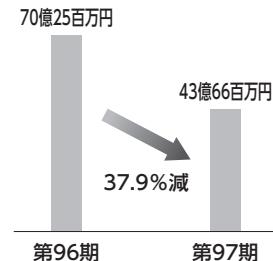
### 受注高



### 売上高



### 営業利益



計測機器部門では、主要ユーザである自動車関連業界が当期を通じて設備投資を抑制したことに加え、工作機械受注が低迷するなどモノづくり業界全般に設備需要減速が続き、当社の受注、売上は前期比で減少しました。

このような状況下、当社としては、製品開発によるラインアップ拡充に加えモノづくり全般の自動化ニーズに対応するソリューション提供に努めたほか、海外販売の強化、NEVや医療分野の開拓、受託測定サービスの強化などに努めました。

営業利益については、売上減少に加え、子会社の過年度分退職給付費用の一括計上(当第1四半期)、買収子会社の充放電試験システム事業における研究開発・改革費用等(連結累計期間)などのため、前期比で減少しました。

この結果、当期の当部門連結業績は、受注高298億66百万円(前期比11.0%減)、売上高317億28百万円(同2.1%減)、営業利益は43億66百万円(同37.9%減)となりました。

## 事業セグメント別売上高の状況

事業別	主要製品	売上高	構成比	前期比
半導体製造装置	ウェーハプロービングマシン、 ウェーハダイシングマシン、 ポリッシュ・グラインダ、CMP装置、 ウェーハマニユファクチャリングシステム、 精密切断ブレード	百万円 56,198	% 63.9	% △18.7
計測機器	三次元座標測定機、表面粗さ・輪郭形状測定機、 真円度・円筒形状測定機、 電気・空気マイクロメータ、 インプロセスゲージ・ポストプロセスゲージ、 各種自動測定・選別・組立機	31,728	36.1	△2.1
合	計	87,927	100.0	△13.4

## (2) 対処すべき課題

- ① 当社グループは、最先端技術を駆使した世界No.1商品を不断に提供し続けるため、品質向上と生産革新を継続的に推進し、高収益・高効率の企業体質確立に努めており、着実に成果が表われております。今後とも、この企業体質をベースに成長戦略を進め、一層の業績拡大を図っていく所存であります。
- ② 当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様継続的に利益還元させていただくことが経営の重要課題であると認識し、業績の更なる改善と安定化に注力してまいります。
- ③ 当社グループは、企業価値向上には、国際社会から信頼される企業市民として公正で透明性の高い経営活動を展開していくためのコーポレートガバナンスの充実が不可欠と認識し、「コーポレートガバナンス基本方針」に以下の基本方針を掲げて取り組んでおります。
  1. 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努める
  2. 株主の権利を尊重し、株主の平等性の確保に努める
  3. 中長期的な株主利益を尊重する投資方針の株主との建設的な対話に努める
  4. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、債権者、地域社会等）との適切な協働に努める
  5. 適切な情報開示と透明性の確保に努める
- ④ 当社グループは、海外売上高が過半を占め、子会社現地法人による営業が定着するとともに、中国、タイなどでは生産業務も行ってまいります。現地経営幹部の積極登用、グローバルネットワークの構築・増強、生産面での現地における調達体制の構築、本社との経営情報の共有化などの施策により、グローバル化に対応する経営体制の構築を引続き進めてまいります。

### (3) 設備投資の状況

当期におきまして、総額74億77百万円の設備投資を実施いたしました。

主要な設備投資は、

①キャパシティ拡充

半導体 美山工場、日野工場

計測 土浦MI棟

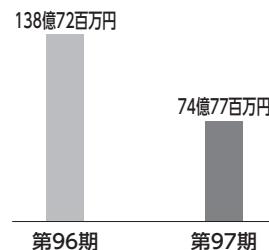
②アプリケーション対応強化

大阪計測センタリニューアル

台湾センタ新設

③ERPシステム安定稼働、業務改善・効率化

などに関わるものであります。



### (4) 資金調達の状況

当期末の借入金残高は、93億円です。当期に20億円の返済をいたしました。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当期において、該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社である株式会社東精エンジニアリングとその米国子会社TOSEI AMERICA, INC.は、2019年11月22日に米国メーカーSuhmitt Industries, Inc.のバランサ事業を買収し、同日より営業を開始しております。

これに伴い、TOSEI AMERICA, INC.は、ACCRETECH SBS INC.に名称を変更いたしました。

### (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当期において、該当事項はありません。

### (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

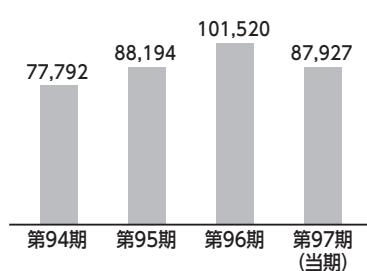
当期において、該当事項はありません。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区分	2016年度 第94期	2017年度 第95期	2018年度 第96期	2019年度 第97期 (当期)
売上高 (百万円)	77,792	88,194	101,520	87,927
経常利益 (百万円)	13,864	17,316	20,805	12,360
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,909	12,717	14,665	7,156
1株当たり当期純利益 (円)	239.32	306.41	352.92	171.89
総資産 (百万円)	114,463	132,995	157,573	146,549
純資産 (百万円)	87,194	99,354	107,403	109,674

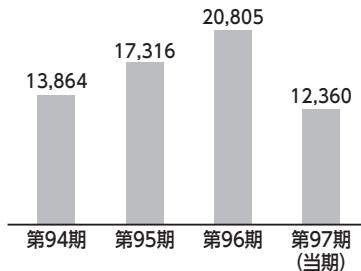
### 売上高

単位：百万円



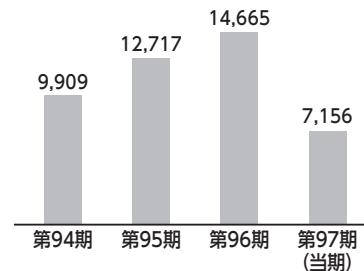
### 経常利益

単位：百万円



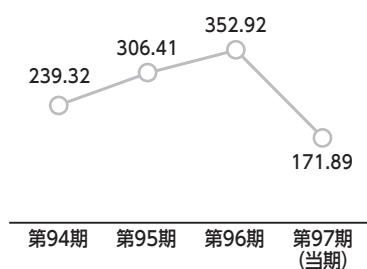
### 親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



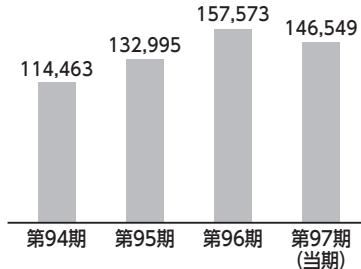
### 1株当たり当期純利益

単位：円



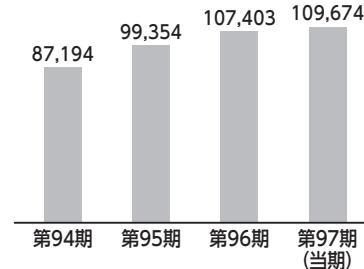
### 総資産

単位：百万円



### 純資産

単位：百万円



## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (間接所有含む)	主な事業内容
株式会社東精エンジニアリング	百万円 988	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の製造・販売・サービス
株式会社トーセシステムズ	百万円 50	100.0 %	ソフトウェアの開発
株式会社アクレーテック・クリエイト	百万円 10	100.0 %	損害保険代理業
株式会社東精ボックス	百万円 10	100.0 %	宅配ボックスの製造・販売・サービス
株式会社アクレーテック・パワトロシステム	百万円 100	80.0 %	充放電試験装置の開発・製造・販売・サービス
株式会社アクレーテック・ファイナンス	百万円 50	100.0 %	グループ内金融サービス
ACCURETECH AMERICA INC.	千米ドル 4,500	100.0 %	半導体製造装置の販売・サービス
ACCURETECH (EUROPE) GmbH	千ユーロ 1,500	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
ACCURETECH KOREA CO., LTD.	百万韓国ウォン 1,000	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
東精精密設備(上海)有限公司	千中国元 15,211	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の製造・販売・サービス
ACCURETECH TAIWAN CO., LTD.	千台湾ドル 60,000	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
ACCURETECH (MALAYSIA) SDN, BHD.	千マレーシアリングギット 1,000	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
ACCURETECH ADAMAS (THAILAND) CO.,LTD.	千タイパーツ 250,000	64.2 %	半導体消耗品の製造
ACCURETECH (THAILAND) CO.,LTD.	千タイパーツ 10,000	49.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
東精計量儀(平湖)有限公司	千中国元 39,480	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の製造・販売・サービス
TOSEI (THAILAND) CO., LTD.	千タイパーツ 6,000	49.0 %	計測機器の製造・販売・サービス
ACCURETECH SBS INC.	千米ドル 1	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

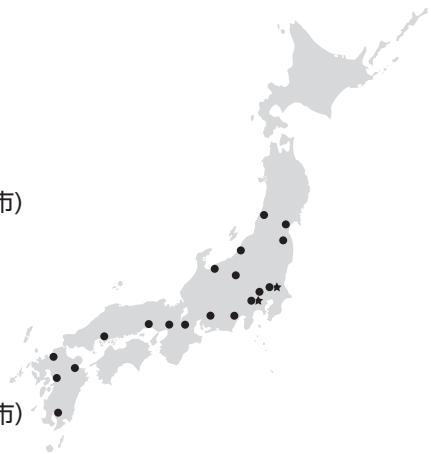
当社グループは、主として半導体製造装置と計測機器の製造・販売・サービスを行っております。

## (12) 主要な拠点

- 当 社
- 本 社 東京都八王子市
- 工 場 八王子（東京都八王子市） 土 浦（茨城県土浦市）
- 営 業 所 半導体製造装置取扱い営業所 大 阪（大阪府吹田市）
- 東 京（東京都八王子市）
- 九 州（熊本県熊本市）
- 計測機器取扱い営業所
- 東 京（東京都八王子市） 埼 玉（埼玉県さいたま市）
- 名古屋（愛知県みよし市） 大 阪（大阪府吹田市）
- 他10営業所

### ★子会社等

- 国 内 株式会社東精エンジニアリング  
（本社 茨城県土浦市 全国営業サービス15拠点）
- 株式会社トーセイシステムズ（本社 東京都八王子市）
- 株式会社アクレーテック・クリエイト（本社 東京都八王子市）
- 株式会社東精ボックス（本社 東京都八王子市）
- 株式会社アクレーテック・パワトロシステム（本社 福島県石川郡古殿町）
- 株式会社アクレーテック・ファイナンス（本社 東京都八王子市）
- 海 外 （ア ジ ア）韓国・中国・台湾・マレーシア・シンガポール・タイ・インドネシア・  
インド・ベトナム・フィリピン
- （欧 州）ドイツ・フランス・イタリア・ハンガリー
- （北米南米）アメリカ・カナダ・メキシコ・ブラジル



## (13) 従業員の状況

事業の種類別	従業員数
半導体製造装置事業	1,146名
計測機器事業	935名
全社（共通）	169名
合計	2,250名

## (14) 主要な借入先

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	4,500百万円
株式会社三井住友銀行	2,300百万円
みずほ信託銀行株式会社	500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円
株式会社常陽銀行	500百万円
株式会社筑波銀行	500百万円
株式会社きらぼし銀行	500百万円

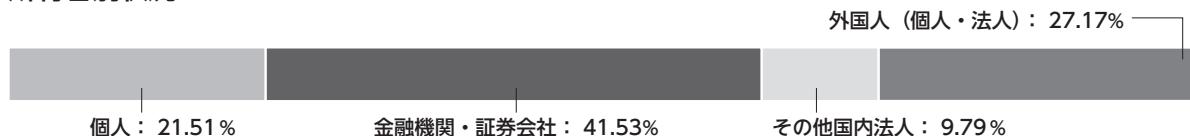
## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 110,501,100株
- (2) 発行済株式の総数 41,658,174株（自己株式37,207株を除く。）
- (3) 株主数 14,514名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,106 <sup>千株</sup>	12.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,237	7.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,656	6.38
公益財団法人精密測定技術振興財団	1,058	2.54
株式会社ツガミ	1,033	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	736	1.77
JP MORGAN CHASE BANK 385151	697	1.67
株式会社みずほ銀行	672	1.61
SSBTC. CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	642	1.54
JP MORGAN CHASE BANK 385632	637	1.53

（注）持株比率は、自己株式（37,207株）を控除して計算しております。

### 所有者別状況



### 政策保有に関する方針

取締役会は、政策保有株式について、リスク／リターンを踏まえた中長期的な経済合理性および定性面等を総合的に検証してまいります。検証を行った結果、保有意義が認められない政策保有株式については、原則として縮減する方針ですが、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合には保有することとします。

政策保有株式に係る議決権行使に当たっては、具体的な基準に基づき、各議案の内容を十分に精査し、賛否の判断を行います。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

- ・ 新株予約権の数 2,737個
- ・ 目的となる株式の種類及び数  
普通株式 273,700株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 取締役（監査等委員を除く）の保有する新株予約権の区分別合計

	回次	行使価額	行使期限	個数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	第10回（2013年6月株主総会決議）	2,162円	2020年6月30日	4個	1名
	第11回（2014年6月株主総会決議）	1,876円	2021年6月30日	8個	1名
	第12回（2015年6月株主総会決議）	2,825円	2022年6月30日	46個	4名
	第13回（2016年6月株主総会決議）	2,527円	2023年6月30日	69個	6名
	第14回（2017年6月株主総会決議）	3,950円	2024年6月30日	128個	8名
	第15回（2018年6月株主総会決議）	4,073円	2025年6月30日	128個	8名
	第16回（2019年6月株主総会決議）	3,075円	2026年6月30日	108個	7名
	株式報酬型（2005年6月株主総会決議）	1円	2025年6月30日	48個	3名
	株式報酬型（2006年6月株主総会決議）	1円	2026年7月14日	33個	3名
	株式報酬型（2007年6月取締役会決議）	1円	2027年7月19日	36個	3名
	株式報酬型（2011年6月取締役会決議）	1円	2031年7月12日	155個	5名
	株式報酬型（2012年7月取締役会決議）	1円	2032年7月23日	155個	5名
	株式報酬型（2013年7月取締役会決議）	1円	2033年7月22日	179個	5名
	株式報酬型（2014年7月取締役会決議）	1円	2034年7月22日	209個	6名
	株式報酬型（2015年7月取締役会決議）	1円	2035年7月22日	260個	6名
	株式報酬型（2016年7月取締役会決議）	1円	2036年7月21日	269個	6名
株式報酬型（2017年7月取締役会決議）	1円	2037年7月24日	293個	6名	
株式報酬型（2018年7月取締役会決議）	1円	2038年7月23日	297個	6名	
株式報酬型（2019年7月取締役会決議）	1円	2039年8月2日	312個	6名	

#### (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

##### 第16回新株予約権

- ・ 発行した新株予約権の数 670個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 67,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の発行価額 無償
- ・ 権利行使時の1株当たり払込金額 3,075円
- ・ 新株予約権の行使期間 2021年8月3日から2026年6月30日まで
- ・ その他行使等の条件  
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使できないものとする。
- ・ 当社使用人、子会社取締役及び使用人に対し交付した新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数	交付者数
当社使用人	576個	195名
子会社取締役及び使用人	94個	34名

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「世界中の優れた技術・知恵・情報を融合して世界No.1の商品を創り出し、皆様と共に大きく成長してゆく」を企業理念としております。この企業理念を一語で表すコーポレートブランド「ACCRETECH (アクレーテク)」(\*)のもとで実践することにより、急速な技術革新、経済のグローバル化が進むなか、持続的な成長を実現し、企業価値を高めてゆくことを目指します。その実現のためには、国際社会から信頼される企業市民として、公正で透明性の高い経営活動を展開してゆくことによるコーポレートガバナンスの充実が不可欠と認識し、以下5点の基本方針を掲げ取り組みます。

(\*)ACCRETECHは「ACCRETE (共生) + TECHNOLOGY (技術)」からなる当社固有の合成語

<基本方針>

- ① 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努める
- ② 株主の権利を尊重し、株主の平等性の確保に努める
- ③ 中長期的な株主利益を尊重する投資方針の株主との建設的な対話に努める
- ④ 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、債権者、地域社会等）との適切な協働に努める
- ⑤ 適切な情報開示と透明性の確保に努める

### (2) 取締役の状況

(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	吉 田 均	東精精密設備（上海）有限公司董事長 株式会社ツガミ社外取締役
代表取締役副社長COO	木 村 龍 一	半導体社カンパニー長 ACCRETECH AMERICA INC. 代表取締役会長 ACCRETECH (EUROPE) GmbH代表取締役会長 ACCRETECH TAIWAN CO.,LTD. 董事長
代表取締役CFO	川 村 浩 一	業務会社カンパニー長 株式会社トーセイシステムズ代表取締役社長 株式会社アクレーテク・ファイナンス代表取締役社長 ACCRETECH KOREA CO.,LTD. 代表理事会長
取締役	遠 藤 章 宏	半導体社担当 執行役員専務 技術部門長
取締役	友 枝 雅 洋	計測社カンパニー長
取締役	伯耆田 貴 浩	半導体社担当 執行役員常務 技術部門テスト技術部長 業務会社情報システム室長
取締役	ウォルフガング ボナツ	ACCRETECH (EUROPE) GmbH代表取締役社長
取締役 独立 社外	齋 藤 昇 三	一般社団法人日本電子デバイス産業協会 (NEDIA) 代表理事・会長 株式会社デバイス&システムプラットフォーム開発センター代表取締役会長
取締役 独立 社外	井 上 直 美	常磐興産株式会社 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	秋 本 伸 治	

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
取締役（監査等委員） 独立 社外	松 本 弘 一	
取締役（監査等委員） 独立 社外	林 芳 郎	
取締役（監査等委員） 独立 社外	相 良 由里子	中村合同特許法律事務所 パートナー 経済産業省 侵害判定諮問委員会 諮問委員 日本弁護士連合会 知的財産センター 委員

- (注) 1. 前田正宏氏、秋本伸治氏、井上直美氏及び林芳郎氏は、2019年6月24日付をもって監査役を退任いたしました。
2. 秋本伸治氏、松本弘一氏、林芳郎氏及び相良由里子氏は、2019年6月24日開催の第96期定時株主総会において新たに監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役齋藤昇三氏、井上直美氏、松本弘一氏、林芳郎氏及び相良由里子氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化、監査等委員を除く取締役や内部監査部門との十分な連携を可能にする為、秋本伸治氏が常勤の監査等委員として選定されております。
5. 取締役齋藤昇三氏は、当社と製品販売の取引関係にあります株式会社東芝の取締役に2013年6月に退任しております。当社と同社の取引割合は連結売上高の2%未満であります。
6. 取締役井上直美氏は、当社取引金融機関のひとつであります株式会社みずほ銀行の取締役に2008年6月に退任しております。
7. 取締役林芳郎氏は、当社と製品販売の取引関係にありますトヨタ自動車株式会社の監査役に2006年6月に退任しております。当社と同社の取引割合は連結売上高の2%未満であります。
8. 当社は、取締役齋藤昇三氏、井上直美氏、松本弘一氏、林芳郎氏及び相良由里子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役または監査等委員である取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (4) 取締役の報酬等

#### ① 基本方針

- i 企業理念実現に向けて適切に機能することを目的とする。
- ii 各役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。
- iii 業績および中長期的な企業価値・株主価値向上を動機付ける報酬体系とする。
- iv 経済情勢や当社業績、外部調査等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。
- v 客観性・透明性の高い決定プロセスとする。

#### ② 報酬体系

- i 業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「業績連動報酬」で構成し、原則、役位に応じて予め定められた基準で支給する。
- ii 「基本報酬」は、毎月支給される現金固定報酬とする。

- iii 「業績連動報酬」は、「業績連動賞与」、「通常型ストックオプション」、「株式報酬型ストックオプション」で構成し、年間基本報酬に対し0%~200%の範囲で変動する。
- a. 「業績連動賞与」は、短期業績連動報酬として、単年度業績との連動性確保のため総額を連結当期純利益の一定割合（1%以内）としている
- b. 「通常型ストックオプション」は、株主との利益共有可能な中期インセンティブとして位置づける株式報酬で、権利付与の2年後から5年間権利行使可能としている
- c. 「株式報酬型ストックオプション」は、株主との利益共有可能な長期インセンティブとして位置づける株式報酬で、退任後に限り権利行使可能としている
- iv 社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、業務執行の監督および監査の職責に鑑み、「基本報酬」のみとする
- v 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された上限の範囲内で決定する
- ③ 報酬決定プロセス
- i 取締役会は、取締役報酬について、代表取締役と取締役の一部で構成する報酬委員会を設置し、報酬体系や役位別報酬基準等の決定を委嘱する。
- ii 報酬委員会の取締役報酬案は、透明性・客観性を高めるため、諮問委員会に諮問され、諮問委員会の見解を受けて決定される。
- iii 監査等委員である取締役報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する。
- ④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	9名	277百万円（うち社外取締役	2名	13百万円）
取締役（監査等委員）	4名	31百万円（うち社外取締役	3名	19百万円）
監査役	4名	9百万円（うち社外監査役	3名	5百万円）

## (5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	当期開催取締役会16回	当期開催監査等委員会6回	当期開催監査役会2回
社外取締役	齋藤昇三	16回出席		
社外取締役	井上直美	16回出席		監査役として 2回出席
社外取締役 （監査等委員）	松本弘一	16回出席	6回出席	
社外取締役 （監査等委員）	林芳郎	16回出席	6回出席	監査役として 2回出席
社外取締役 （監査等委員）	相良由里子	就任後開催 12回中 12回出席	6回出席	
社外監査役	前田正宏	監査役として 4回出席	—	監査役として 2回出席

各社外役員は、取締役会、監査等委員会の他、グループ経営審議会・経営執行会議・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会等に出席し、議案審議等につき、専門知識・見地や豊富な経験による必要な助言を行い、取締役及び幹部社員の職務執行状況を確認しております。また、代表取締役との定期的な情報意見交換会に参加し、さらに、社外取締役で構成する「社外役員情報・意見交換会」を定期的に開催したり、主要事業所・子会社の視察などを実施し、様々な視点からご意見を述べられ、経営の監督等を実行しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	25百万円
	合計 69百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当期において、新収益認識基準適用支援サービスを受けております。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうちACCRETECH AMERICA INC.、ACCRETECH (EUROPE) GmbH、東精精密設備（上海）有限公司、東精計量儀（平湖）有限公司及びACCRETECH TAIWAN CO., LTD. は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の法定監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する、あるいは、業務改善計画の進捗と成果が芳しくないと認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 内部統制システムの基本方針

当社取締役会において決議しております、業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

#### 1. 業務運営の基本方針

東京精密は、「世界中の優れた技術・知恵・情報を融合して世界No. 1の商品を創り出し、皆様と共に大きく成長していく。」という企業理念を経営の拠り所としている。当社は、お客様、お取引先、株主の皆様、使用人など全てのステークホルダーの方々との間で、WIN-WINの関係を創り上げ、長期的に成長を持続させていくために、より一層、コーポレートガバナンスとコンプライアンスの強化に取り組み、経営の健全性と透明性を確保し、グループ経営を行っていく。

#### 2. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社および子会社の取締役会は、業務執行を全体として適正かつ健全に行うために、コーポレートガバナンスを一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令定款遵守の体制の確立に努める。

② 当社は、グループ役員・社員の職務の執行が法令や社会規範、定款および社内規程に適合し、かつ社会的責任を果たすための規範となる「ACCRETECHグループ行動規範」を制定し、当社および子会社の役員・社員への企業倫理意識の浸透・定着を図っている。

③ 当社は、当社および子会社の役員・社員のすべての事業活動におけるコンプライアンス体制の整備および問題点の把握・対処のため、業務会社管掌取締役を責任者とする「コンプライアンス委員会」を設置している。

④ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容と対処案がコンプライアンス担当取締役および各カンパニー長を通じ、遅滞なく当社の取締役会および監査等委員会に報告される体制を構築する。

⑤ 当社は、社長直属の監査室を設置する。監査室は、当社および子会社に対し、法令・定款および社内規程等への準拠性、管理の妥当性の検証を目的として内部監査を実施する。

⑥ 当社は、当社および子会社における社会規範、企業倫理に反する行為についての通報や相談に応じるため、内部通報制度を設ける。同制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処の体制を整備する。

⑦ 当社の監査等委員会は、内部統制システムの有効性と機能を監査する。

#### 3. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社の取締役は、職務の執行にかかる情報・文書を「情報セキュリティ管理規程」の定めるところに従い適切に保存し管理する。

② 当社の各取締役より閲覧の要求があるときには、これを閲覧に供する。

#### 4. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、潜在的なリスクの発生予防に努めるとともに、リスクが顕在化したときは社長以下全員が一丸となって迅速且つ冷静に対応する。

- ② 当社は、当社および子会社における業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として「リスク管理規程」を定め、社長を責任者とする「リスク管理委員会」を設置している。リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、潜在的なリスクの発生予防と危機発生に備えた体制整備を行う。
  - ③ 監査室の監査により、当社および子会社において法令・定款違反、社内規程違反またはその他の事由に基づく損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、監査室長は直ちに社長に報告するとともに、是正・改善を指示し実施する。
  - ④ リスクが発生したときは、必要に応じ、直ちに社長を本部長とする「リスク対策本部」を設置し、リスクへの対応と速やかな取捨に向けた活動を行う。
5. 当社および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制
- ① 当社および子会社の取締役会は、取締役会規程等に基づき、経営の方針その他経営に関する重要事項の決定、および取締役の業務執行状況の監督等を行う。その際には、議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとる。
  - ② 当社は、製品開発計画におけるスピーディな意思決定や市場動向への迅速かつ柔軟な対応等のため、執行役員制度を採用している。定例の経営執行会議や執行役員会議により、業務計画の進捗状況について監督等を行う。
  - ③ 当社および子会社は、日常の職務執行に際しては、職務権限規程および業務分掌規程等に基づき権限と責任の委譲を行い、業務を遂行している。
6. その他の当社および子会社における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、「子会社の東京精密への申請事項と報告事項に関する規程」等を定め、子会社の重要な事項については当社への報告がなされるほか、規程に則り当社社長裁決あるいは当社の取締役会での付議承認等を要する体制としている
  - ② 当社の社長直属の経営支援室が、子会社に内在する諸問題または重大なリスク情報等を採り上げ、当社および子会社全体の利益の観点から、当社および子会社における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
  - ③ 経営支援室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、取締役会および担当部署に報告する。
  - ④ 経営支援室は、当社と子会社に関する不適切な取引または会計処理を防止するため、当社および子会社の監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。
7. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、当社および子会社における信頼性のある財務報告作成に対するリスクに対応して、これを十分に軽減する統制活動を確保するための方針として「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定する。
  - ② 当社および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
  - ③ 監査室が、当社および子会社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行う。

- ④ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員および会計監査人間で適切に情報共有を行う。
8. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
当社は、経営支援室および監査室に所属する2名程度に、必要あるときは、監査等委員の補助業務を担当させる。
9. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
- ① 前項の補助使用人は、監査等委員会からの指揮命令事項に関しては、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価については監査等委員会の意見を聴取する。
10. 当社および子会社の取締役および使用人ならびに子会社の監査役から当社の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社および子会社の取締役および使用人ならびに子会社の監査役は、当社の監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- ② 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりとする。
- ・当社の内部統制システムに関わる監査室及び経営支援室等の活動状況
  - ・子会社の監査役および内部監査部門等の活動状況
  - ・当社の重要な会計方針・会計基準およびその変更
  - ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  - ・内部通報制度の運用および通報の内容
  - ・監査等委員会から要求された社内稟議書および会議議事録の回付
- ③ 当社および子会社は、当社および子会社の取締役および使用人ならびに子会社の監査役に対し、監査等委員会への報告および情報提供を理由に不利な取扱いを受けないことを、周知するとともに遵守する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査等委員とできるだけ会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思の疎通を図る。
- ② 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な経営執行会議等の業務執行の会議への監査等委員の出席を確保する。
- ③ 当社は、監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務は当社負担とし、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、担当部署において確認の上、速やかにこれに応じる。
12. 反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備状況
- ① 当社および子会社は、反社会的勢力と一切の関係を持たない。反社会的勢力から接触を受けた時は、警察等関係機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求・不当な要求に対しては弁護士等たるべき機関と連携し、組織的に対処する。

- ② 当社および子会社では、「ACCRETECHグループ行動規範」に、反社会的勢力との関係遮断を定めている。さらに、所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めている。また、反社会的勢力に対する対応は、担当部門を定め、必要に応じて外部機関と連携して対処する。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 当社および子会社における職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組みの状況
- ・「コンプライアンス委員会」を7回開催、内部通報実績、内外子会社における自主的なリスク管理運用とその管理状況、障がい者雇用の状況と当社の対応、コンプライアンス研修の結果と計画、贈収賄防止方針の制定内容検討、工場における安全衛生委員会の運営状況などの重要事項について主管部署より報告を受けました。委員会報告内容は取締役会に報告しました。
  - ・社内部署および子会社計11部署に対し監査室による内部監査を実施、結果を社長および取締役会宛報告しました。
- また、その内容を経営執行会議に報告し各部署および子会社の状況や要改善点を社内共有しました。
- ・迅速な意思決定等のため採用している執行役員制度における業務進捗状況の管理等のため、経営執行会議、各カンパニー執行役員会議を毎月定例で開催しました。
  - ・内部通報制度の通報実績が13件あり必要な対処を行いました。引き続き事項通知の発信やポータルサイトへの掲示、eラーニング研修、社内報への掲載などを行い、当該制度の意義や通報者の保護などについて周知徹底を図りました。
- ② 当社における職務執行に係る情報の保存および管理に対する取り組みの状況
- ・「情報セキュリティ委員会」における各部会を累計21回開催し情報セキュリティ面の課題抽出、対策の検討、実施した対策のレビュー、活動状況のチェックなどを実施しました。
  - ・「情報セキュリティ委員会」では、セキュリティインシデント、eラーニングによる情報セキュリティ研修の実施、PC利用規程、クラウド運用ガイドライン制定、印刷入力のセキュリティカード認証導入などについて主管部署より報告を受けました。委員会報告内容は取締役会に報告しました。
- ③ 当社および子会社における損失の危険の管理に対する取り組みの状況
- ・「リスク管理委員会」を6回開催、主要な損失の危険の中から抽出し、安否確認システム訓練状況、ストレスチェックの実施結果、入退門・入室管理システムの運用状況など重要事項について主管部署より報告を受けました。委員会報告内容は取締役会に報告しました。
  - ・品質、環境面に関するリスクマネジメントに関して、品質、環境それぞれにおけるマネジメントレビューと各年2回の「品質管理委員会」「環境管理委員会」において定期的報告を受け、リスクの管理状況の確認を行いました。

- ④ 当社および子会社における業務の適正の確保および財務報告の信頼性確保に対する取り組みの状況
- ・「子会社の東京精密への申請事項と報告事項に関する規程」等の遵守状況確認のための一般監査、IT監査を監査室が経営支援室、情報システム室と連携して実施。今年度は海外現法4拠点の監査を実施しました。
  - ・子会社に四半期次、半期次、年次別の「業務点検項目」を定め、経営支援室が定期的に報告を求めて子会社における管理状況の確認と、子会社への管理マインドの醸成を図りました。
  - ・「子会社経営報告会」を主要子会社ごとに各1回実施、各子会社トップから経営全般について説明を受けました。
  - ・金融商品取引法上の内部統制に係る「内部統制委員会」による、相互牽制やモニタリングなど財務報告の信頼性確保のための活動結果を取締役に報告しました。
- ⑤ 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取り組みの状況
- ・取締役会、経営執行会議、各カンパニー執行役員会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、現地法人幹部の出席する会議、子会社取締役会等に監査等委員が出席し職務の遂行状況の確認や内在するリスクを把握したほか、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。
  - ・会計監査人と定期会合を5回、不定期会合を随時実施し、情報交換を行うことで監査の質向上を図りました。
  - ・監査室、経営支援室と監査結果等の情報収集と意見交換を実施することで、リスクの確認を行いました。
  - ・監査等委員の職務に必要な費用について、監査等委員の請求に従い速やかに処理しました。
- ⑥ 反社会的勢力との関係遮断に対する取り組みの状況
- ・新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載ないしは同趣旨の覚書締結を必須としています。
  - ・警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集のため、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属しています。

# 連結貸借対照表

単位：百万円

資産の部			負債の部		
科目	当期 (2020年3月31日現在)	前期(ご参考) (2019年3月31日現在)	科目	当期 (2020年3月31日現在)	前期(ご参考) (2019年3月31日現在)
<b>流動資産</b>	<b>97,771</b>	<b>110,094</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,017</b>	<b>40,948</b>
現金及び預金	34,640	41,518	支払手形及び買掛金	7,500	9,350
受取手形及び売掛金	24,279	29,230	電子記録債務	9,395	16,977
電子記録債権	5,353	6,915	短期借入金	1,300	1,300
商品及び製品	2,344	1,830	1年内返済予定の長期借入金	2,000	2,000
仕掛品	20,120	19,999	リース債務	110	32
原材料及び貯蔵品	7,687	8,165	未払法人税等	593	3,519
未収消費税等	1,713	2,014	賞与引当金	1,340	1,364
その他	1,675	496	役員賞与引当金	6	10
貸倒引当金	△ 44	△ 75	その他	6,771	6,392
<b>固定資産</b>	<b>48,777</b>	<b>47,478</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,857</b>	<b>9,220</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>34,589</b>	<b>33,147</b>	長期借入金	6,000	8,000
建物及び構築物	14,037	15,407	リース債務	231	83
機械装置及び運搬具	1,866	1,742	繰延税金負債	7	7
工具器具備品	2,072	2,492	役員退職慰労引当金	60	53
土地	14,055	13,201	退職給付に係る負債	1,157	809
リース資産	311	81	資産除去債務	297	241
建設仮勘定	2,246	222	その他	104	25
<b>無形固定資産</b>	<b>4,546</b>	<b>3,773</b>	<b>負債合計</b>	<b>36,874</b>	<b>50,169</b>
のれん	263	82	<b>純資産の部</b>		
ソフトウェア	3,849	3,574	<b>株主資本</b>	<b>107,334</b>	<b>104,280</b>
その他	433	116	資本金	10,703	10,591
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,642</b>	<b>10,557</b>	資本剰余金	21,721	21,608
投資有価証券	3,279	4,361	利益剰余金	75,032	72,200
長期貸付金	119	123	自己株式	△ 122	△ 120
退職給付に係る資産	2,579	2,825	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,022</b>	<b>1,751</b>
繰延税金資産	3,070	2,473	その他有価証券評価差額金	117	868
その他	593	774	為替換算調整勘定	670	199
貸倒引当金	—	△ 0	退職給付に係る調整累計額	234	683
<b>資産合計</b>	<b>146,549</b>	<b>157,573</b>	<b>新株予約権</b>	<b>770</b>	<b>784</b>
			<b>非支配株主持分</b>	<b>546</b>	<b>587</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>109,674</b>	<b>107,403</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>146,549</b>	<b>157,573</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

# 連結損益計算書

単位：百万円

科目	当期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期 (ご参考) (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	87,927	101,520
売上原価	53,452	60,430
売上総利益	34,474	41,090
販売費及び一般管理費	22,192	20,869
営業利益	12,282	20,221
営業外収益	255	688
受取利息及び配当金	130	153
その他	124	535
営業外費用	177	104
支払利息	81	43
為替差損	31	—
その他	64	61
経常利益	12,360	20,805
特別利益	57	58
投資有価証券売却益	55	55
その他	2	2
特別損失	1,712	419
固定資産減損損失	1,652	—
その他	60	419
税金等調整前当期純利益	10,705	20,443
法人税、住民税及び事業税	3,654	5,999
法人税等調整額	△55	△279
当期純利益	7,106	14,724
非支配株主に帰属する当期純利益	△49	58
親会社株主に帰属する当期純利益	7,156	14,665

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

単位：百万円

	当期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	10,705	20,443
減価償却費	3,450	2,655
のれん償却額	41	226
株式報酬費用	135	175
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	334	△31
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	6	△96
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△31	△65
受取利息及び受取配当金	△130	△153
支払利息	81	43
投資有価証券売却損益（△は益）	△55	△55
売上債権の増減額（△は増加）	6,598	△2,031
たな卸資産の増減額（△は増加）	△171	△7,891
仕入債務の増減額（△は減少）	△9,347	4,273
その他	970	1,082
小計	12,587	18,575
利息及び配当金の受取額	130	153
利息の支払額	△84	△27
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△6,668	△5,769
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,965	12,932
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△133	△336
定期預金の払戻による収入	308	236
有形固定資産の取得による支出	△4,433	△11,205
有形固定資産の売却による収入	19	17
無形固定資産の取得による支出	△442	△1,751
投資有価証券の取得による支出	△99	△154
有価証券の売却による収入	357	118
子会社株式の取得による支出	—	△559
その他	△1,692	△317
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,116	△13,952
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	—	10,000
長期借入金返済による支出	△2,000	—
ストックオプションの行使による収入	78	46
配当金の支払額	△4,325	△4,570
その他	△128	△33
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,375	5,443
現金及び現金同等物に係る換算差額	△159	△223
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△6,685	4,200
現金及び現金同等物の期首残高	41,290	37,090
現金及び現金同等物の期末残高	34,605	41,290

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

# 貸借対照表

単位：百万円

資産の部			負債の部		
科目	当期 (2020年3月31日現在)	前期(ご参考) (2019年3月31日現在)	科目	当期 (2020年3月31日現在)	前期(ご参考) (2019年3月31日現在)
<b>流動資産</b>	<b>74,396</b>	<b>79,568</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,036</b>	<b>36,488</b>
現金及び預金	17,789	20,018	支払手形	1,508	2,883
受取手形	666	1,164	電子記録債務	8,346	15,354
電子記録債権	4,686	6,376	買掛金	7,215	7,723
売掛金	22,510	24,180	短期借入金	1,390	1,390
商品及び製品	1,046	896	1年内返済予定の長期借入金	2,000	2,000
仕掛品	17,642	16,929	未払金	2,016	1,722
原材料及び貯蔵品	5,670	6,485	未払費用	814	936
未収消費税等	1,674	2,212	未払法人税等	231	2,861
その他	2,708	1,315	賞与引当金	903	920
貸倒引当金	—	△ 10	その他	1,611	696
<b>固定資産</b>	<b>45,039</b>	<b>46,216</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,331</b>	<b>8,304</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>26,743</b>	<b>27,033</b>	長期借入金	6,000	8,000
建物	10,959	12,275	資産除去債務	297	241
構築物	450	369	その他	33	62
機械装置	1,158	985	<b>負債合計</b>	<b>32,367</b>	<b>44,792</b>
工具器具備品	1,691	2,185	<b>純資産の部</b>		
土地	10,944	10,944	<b>株主資本</b>	<b>86,180</b>	<b>79,339</b>
建設仮勘定	1,477	216	資本金	10,703	10,591
その他	59	55	資本剰余金	18,075	17,963
<b>無形固定資産</b>	<b>3,927</b>	<b>3,680</b>	資本準備金	18,075	17,963
ソフトウェア	3,891	3,604	その他資本剰余金	0	0
その他	36	75	<b>利益剰余金</b>	<b>57,523</b>	<b>50,905</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,369</b>	<b>15,502</b>	利益準備金	728	728
投資有価証券	2,529	3,815	その他利益剰余金	56,794	50,177
関係会社株式	4,727	5,249	別途積立金	5,000	5,000
関係会社出資金	285	285	繰越利益剰余金	51,794	45,177
長期貸付金	1,386	1,416	<b>自己株式</b>	△ 122	△ 120
繰延税金資産	3,037	2,713	<b>評価・換算差額等</b>	<b>117</b>	<b>868</b>
前払年金費用	2,238	1,851	その他有価証券評価差額金	117	868
その他	163	168	<b>新株予約権</b>	<b>770</b>	<b>784</b>
<b>資産合計</b>	<b>119,436</b>	<b>125,784</b>	<b>純資産合計</b>	<b>87,068</b>	<b>80,992</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>119,436</b>	<b>125,784</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

単位：百万円

科目	当期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期 (ご参考) (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	68,647	84,655
売上原価	43,998	54,414
売上総利益	24,648	30,241
販売費及び一般管理費	17,337	17,067
営業利益	7,310	13,173
営業外収益	7,790	1,819
受取利息及び配当金	7,751	1,503
その他	39	315
営業外費用	173	97
支払利息	77	42
固定資産除売却損	18	51
為替差損	60	—
その他	16	3
経常利益	14,928	14,895
特別利益	57	58
投資有価証券売却益	55	55
その他	2	2
特別損失	2,113	276
固定資産減損損失	1,591	—
関係会社株式評価損	521	242
関係会社出資金評価損	—	33
税引前当期純利益	12,872	14,677
法人税、住民税及び事業税	1,921	3,739
法人税等調整額	7	△172
当期純利益	10,942	11,110

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社 東京精密  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北本 佳永子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三辻 雅樹 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京精密の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京精密及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社 東京精密  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北本 佳永子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三辻 雅樹 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京精密の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
- 利害関係  
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社東京精密 監査等委員会

常勤監査等委員 秋 本 伸 治 ㊟

監 査 等 委 員 松 本 弘 一 ㊟

監 査 等 委 員 林 芳 郎 ㊟

監 査 等 委 員 相 良 由 里 子 ㊟

(注) 1. 監査等委員松本弘一、林芳郎及び相良由里子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、2019年6月24日開催の第96期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移りました。2019年4月1日から2019年6月23日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上









